

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）
及び特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

令和 8 年 7 月 6 日公表

特定事業主名： 津別町

※特定事業主行動計画を連名で策定した津別町議会、津別町選挙管理委員会、津別町代表監査委員、津別町農業委員会、津別町教育委員会については、人事管理を一体的に行っているため合算している。

I 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.7%
全職員	70.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	1%
本庁課長相当職	100.7%
本庁課長補佐相当職	94.2%
本庁係長相当職	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	112.9%
31～35年	94.1%
26～30年	97.8%
21～25年	100.8%
16～20年	0%
11～15年	79.0%
6～10年	99.7%
1～5年	104.7%

【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」及び「全職員」の区分について、パートタイム会計年度任用職員が女性職員全体に占める割合は39.5%に対し、男性職員全体に占める割合は7.4%であり、かつ給与水準の低い職種の会計年度任用職員に女性が多いことから、差異が生じています。

・勤続年数11～15年は、女性職員が新卒採用者のみであるのに対し、男性職員の中途採用が複数名おり、また、16～20年は女性職員がいないことや、36年以上は定年延長による7割措置の対象職員が男性であったため、それぞれ差異が生じています。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日時点
管理的地位にある職員 (本庁課長相当職以上)	10.0%

【説明欄】

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日時点
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	10.0%
本庁課長補佐相当職	33.3%
本庁係長相当職	18.8%

【説明欄】

・課長補佐職以上の管理職登用比率は、男性では20.8%、女性では12.5%となっている。

・任期の定めのない常勤職員のうち女性職員は30.8%であるため各役職段階で人数は少なく、特に事務職で本庁係長相当職が適任となる年齢層で女性が少ないため、今後も同様の状況が続くことが予想される。

IV 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日採用
一般事務職	66.7%
保健師	100%

【説明欄】

・一般事務職は3名採用のうち2名が女性

・保健師は2名採用

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

※ 育児休業取得率とは「新規取得者数／当該年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」を示す。（このため、取得率が100%を超えることがある。）

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	－％
女性	－％

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－％
女性	－％

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	－％	－％	－％	－％
1週間以上2週間未満	－％	－％	－％	－％
2週間以上1月以下	－％	－％	－％	－％
1月超3月以下	－％	－％	－％	－％
3月超6月以下	－％	－％	－％	－％
6月超9月以下	－％	－％	－％	－％
9月超12月以下	－％	－％	－％	－％
12月超24月以下	－％	－％	－％	－％
24月超	－％	－％	－	－

【説明欄】

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

(1) 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9時間／月
内部部局等以外	－時間／月

(2) 管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位（課長職・課長補佐職） 以外の職員	19.8%

【説明欄】

- ・本町には内部部局等以外はありません。
- ・この項目でいう「管理的地位にある職員以外の職員」とは、課長職・課長補佐職以外の職員であり、非常勤職員は除いています。

Ⅶ 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

取組事項	目標値（時期）	令和7年度
男性職員の配偶者出産休暇 （3日）取得率	100% （令和12年度）	－% （対象職員なし）
男性職員の配偶者出産休暇＋有給休 暇合わせて5日以上連続取得率	50% （令和12年度）	－% （対象職員なし）
男性職員の産前産後の育児参加 のための休暇取得率	－	－% （対象職員なし）
看護休暇の取得割合	－	（45／55人） 81.8%
月40時間以上時間外勤務等を 行った職員数	－	延べ23人／年
年次有給休暇の平均取得日数	14日以上 （令和12年度）	12.05日
職員全体に占める女性職員の割合 （正職員）	30%以上 （令和12年度）	28.5%
管理的地位（課長職・課長補佐職）に ある職員に占める女性職員の割合	25%以上 （令和12年度）	26.3%
男性職員の給与に対する 女性職員の給与の割合（正職員）	80%以上 （令和12年度）	97.4%